

# EU の強制労働製品の輸入販売禁止 —規則の効果的な執行を確保するには—

## 違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）に対する EU の IUU 漁業規則の成功から学ぶ



世界中の海で、強制労働（賃金のいわゆるピンハネや身分証明書の没収、債務奴隷、強制児童労働<sup>1</sup>など）が**衝撃的なほど広がっている**。水産物需要が高まり、資源がますます乱獲されるなか、漁業収益の不平等が拡大し、違法・無報告・無規制漁業（IUU 漁業）や関連する人権侵害に手を染める悪徳業者が野放しになっているのである。その結果、海洋生態系が圧迫され、多くの魚種の個体群が崩壊するという悪循環が加速する。このことがまた、野生生物や海洋環境全体、ひいてはそれらに依存するすべての人々に壊滅的な影響を与えることになる。

現行の EU の規則は、強制労働の被害者の保護や、強制労働に由来する製品の EU 市場への流入阻止といった役割を果たしていない。したがって、欧州委員会が強制労働由来製品の EU 市場への流入を防ぐための**法整備を約束した**ことは、大いに歓迎すべきことだ。私たちが「違法・無報告・無規制漁業を防止、抑止および廃絶するための欧州共同体システムを確立する欧州連合理事会規則（**EU の IUU 漁業規則**）<sup>2</sup>」から得た教訓として、以下の場合に、問題ある製品の EU 市場への流入禁止を目的とした制度が最も効果的に機能する。

- ・ 欧州委員会が強力な調整役となっている場合
- ・ 第三者との協力が制度の不可欠な要素になっている場合
- ・ EU 非加盟国の規制能力を評価し、制度の中に透明性が組み込まれている場合

本報告書は、EU の IUU 漁業規則の制定と施行から学んだことをもとに、強制労働由来の製品の禁止を可能にする EU の新たな制度の設計について提言するものである。これらの提言は、EU が制定の準備を進めている「企業持続可能性デューデリジェンス指令（CS3D）<sup>3</sup>」にも適用される必要がある。

## 現状の課題

EU の水産物消費の状況からは、EU 全体にわたる持続可能なコーポレートガバナンスの枠組みを確立する差し迫った必要性が示されている。そしてこの枠組みには、強制労働によって生産された水産物の EU 市場への流入を禁じることのできる効果的な制度が組み込まれることが必要だ。

世界的に見て、EU は水産物を最も消費する地域の 1 つであり、EU 市民 1 人当たりの水産物の年間消費量は約 24kg だ。そのうち約 60% が輸入品である<sup>4</sup>。たとえば、2019 年の水産物輸入量は 768 万トンであった<sup>5</sup>。IUU 漁業に由来する製品が EU 市場に流入しないよう、現状では EU の IUU 漁業規則が、過去 10 年間にわたり効果を発揮してきている<sup>6</sup>。しかし同規則は、水産物輸入における人権問題や労働者の虐待に対処できるように設計されたものではない。

EU の IUU 漁業規則の施行に関する、加盟各国による最新の報告書によると、EU が輸入した水産物のかなりの割合が、よりリスクの高い国から来ている。たとえば、オランダに提出された輸入水産物の漁獲証明書 22,000 件の 9% 以上<sup>7</sup>、ドイツに提出された 41,000 件の漁獲証明書の 5% 以上が、2018～19 年に EU から「イエローカード<sup>8</sup>」を発動された EU 非加盟国によって認証されたものだ<sup>9</sup>。つまり、これらの輸入水産物は、IUU 漁業対策に取り組んでいないとして EU から警告を受けている国からのものということになる。また、カードを発動されていないものの一般的にリスクが高いと認識されている国によって認証された水産物も、大量に EU に輸入されている。たとえば、2018～19 年にポルトガルが受け取った 24,000 件の漁獲証明書の 11% 以上が中国によって認証されたものであり、ポーランドが受け取った漁獲証明書の 4 分の 1 以上がロシアによって認証されたものであった<sup>10</sup>。水産物輸入量が上位の EU 加盟国の当局が、EU 非加盟国に対して照会を求める件数が非常に少ないままであることから、こうした統計データは懸念を生んでいる<sup>11</sup>。輸入を認められなかった貨物の数<sup>12</sup>や港湾での船舶検査の実施件数<sup>13</sup>についても同様の懸念がある。

賃金のいわゆるピンハネ、過度の時間外労働、身体的暴力や言葉による虐待<sup>14</sup>など、漁船上での人権侵害を裏付ける記録は多く存在している。さめ類や海棲哺乳類を意図的に狙うなどといった違法で破壊的な漁法の実施についても同様だ<sup>15</sup>。これらは、環境破壊と人権侵害の両方が IUU 漁業と重複して発生している可能性を示す多くの事例のうちのごく一部に過ぎないが、さらなる調査による裏付けも存在する<sup>16</sup>。現在、欧州委員会が IUU 漁業との闘いに非協力的と評価する国や、漁業における労働者虐待の発生を他の国・地域やステークホルダーによって記録されている国から、毎年数十億ユーロ相当の水産物が EU に輸入されている（表 1）。

表 1 2020 年の EU の輸入水産物のうち、IUU 漁業や労働者虐待のリスクの高い国・地域からのもの <sup>17</sup>	
IUU 漁業対策に取り組んでいないとして現在、EU から警告（イエローカード）を受けている国・地域からの輸入水産物	
エクアドル	134,000 トン（6.79 億ユーロ相当）
ベトナム	53,000 トン（3.58 億ユーロ相当）
ガーナ	3,000 トン（1,200 万ユーロ相当）
漁業における労働者虐待が記録されているが、現在、EU の警告カードを発動されていない国・地域からの輸入水産物 <sup>18</sup>	
韓国 <sup>*19</sup>	20,000 トン（8,900 万ユーロ相当）
台湾 <sup>*20</sup>	900 トン（600 万ユーロ相当）
中国 <sup>21</sup>	320,000 トン（11 億ユーロ相当）
ロシア <sup>22</sup>	151,000 トン（5.73 億ユーロ相当）

\* 過去に EU の IUU 漁業規則によって警告カードを発動されたことがある国・地域。

## 現在見られるチャンス

EU の市場規模は巨大なうえ、水産物に限らず、リスクの高い貿易の流れとの関連性がある。したがって、強制労働により生産された製品の域内市場への流入を禁止することができる制度を効果的に執行できるならば、それによって世界的な変化を促せる絶好の立場に EU はある。このような変化は水産物だけでなく、あらゆる輸入品について起こすことができる<sup>23</sup>。

[圧倒的な支持](#)を得て採択された[欧州議会の決議第 2022/2611 号](#)は、複数の点に関する効果的な執行の必要性を認識しており、特に以下ができるような制度にすることを要求している。

### ■ステークホルダーからの情報に基づく調査

1. 各国当局だけでなく、欧州委員会にも調査を開始する権限を与えること<sup>24</sup>。
2. ステークホルダー、NGO、または被害者や関係者である労働者から提供された情報に基づき、公的機関が正式かつ確実な告発手続きを通じて行動できるようにすること<sup>25</sup>。
3. EU 非加盟国やステークホルダーと関わるための積極的な役割を EU 代表部に与えるなどの方法により、EU がパートナーと共同での行動や調査を通じて密接な協力ができるようにすること<sup>26</sup>。

### ■ EU レベルでの調整と対話

4. 加盟各国の税関を支援できる調整体制を EU レベルで創設すること<sup>27</sup>。
5. 特定の生産地、輸入事業者、地域、運搬船またはその船団からの、強制労働に由来する製品を禁止できるようにすること<sup>28</sup>。
6. その一方で、EU 非加盟国と対話し、技術支援、能力構築や意識改革を図ることに重点を置くこと<sup>29</sup>。

### ■透明性

7. 開始されたすべての手続きの透明性を調整体制のもとで確保すること<sup>30</sup>。
8. 制裁対象となった事業者、地域、製品の公開リストを作成し、これを管理更新していくこと<sup>31</sup>。

強制労働に由来する製品を禁止する制度の効果的な執行を確実にするため、欧州議会の決議が示した上記の各点について、さらに踏み込んだ改善が可能である。これは、具体的には EU の IUU 漁業規則の実施から得た教訓を活用することで可能になる。

## 提言 1

### 欧州委員会がステークホルダーからの情報に基づいて調査を迅速に開始できるようにする

環境破壊と人権侵害について、草の根組織や市民社会が欧州委員会に直接通報できるようにすることは極めて重要である。現在の CS3D の草案では、これらのステークホルダーは、各国の監督官庁を通じてしか通報できない<sup>32</sup>。グローバルなサプライチェーンが複数地点から EU 市場にアクセスすることの多い状況では、特に言えることだが、[ステークホルダーが加盟国の当局を通じてしか通報ができないのは不十分](#)である。1 つまたは複数の加盟国に関連するコンプライアンス違反の相当な懸念がある場合に、ステークホルダーが欧州委員会に直接通報できる必要がある（米国ではこれが可能<sup>33</sup>）。ただし、ステークホルダーが欧州委員会や各国当局に通報するプロセスが、欧州議会の求めているように、[确实](#)<sup>34</sup>かつ迅速に実行されるものであることも、同様に重要である。

EU の IUU 漁業規則のもとでは、コンプライアンス違反の可能性がある場合、ステークホルダーは欧州委員会に直接通報、情報を分析したうえで、加盟国による迅速な行動を求めて提言できる<sup>35</sup>。NGO、市民、EU 非加盟国のいずれによる通報であっても、欧州委員会海事・漁業総局（DG MARE）は提供された情報を受け取って分析し、体系的な内部手続き（[次ページ <補足情報> 参照](#)）に基づいてその信頼度を確認することができる。情報が十分に信頼できるとみなされると、DG MARE

は関連する欧州委員会の他の部局や EU 代表部、公的情報源、国際機関に問い合わせるなどして、その検証を行う<sup>36</sup>。ただし、このプロセスは確実性を重視してはいるが素早い行動を妨げるものではない<sup>37</sup>。

**したがって、次のことを提言する。**

- ① コンプライアンス違反の相当な懸念がある場合、特にそれが複数の加盟国に関連する場合、ステークホルダーが欧州委員会に直接通報できるようにすること。
- ② 欧州委員会（および各国当局）にコンプライアンス違反の疑いを通報するプロセスが、迅速さを保ちつつ確実性の高いものであるようにすること。

#### <補足情報> EU の IUU 漁業規則のもとでの情報交換と相互支援<sup>38</sup>

EU の IUU 漁業規則の警告カード制度のもと、欧州委員会は、EU 非加盟国のリスク分析を行い、コンプライアンス違反の状態に関する意思決定をする責任を負っている。相互支援制度のもと、欧州委員会は漁獲証明書制度をはじめとした IUU 漁業に関する規則の違反の可能性に関する情報を照合している<sup>39</sup>。相互支援制度を通じて集められた情報は、EU 非加盟国のリスク評価の一環である評価ミッションにおいて、また、警告カード制度に基づく意思決定のために利用することができる。この制度の最も革新的な点の 1 つは、加盟国の当局だけでなく、NGO や市民、EU 非加盟国から提供される情報も受け入れていることである。つまり、IUU 漁業の現場で得られた証拠を、欧州委員会に直接伝えることができるということである。そして DG MARE は、関心のあるステークホルダーから寄せられた情報を分析し、裏付けるための体系的な内部手続きを定めている。したがって、草の根レベルで活動しているステークホルダーや市民社会から得られた情報は、検証されたうえで EU の IUU 漁業規則を執行するためのメカニズムに反映される。さらには、企業が水産物サプライチェーンにおいて十分な情報に基づいた意思決定を行うための一助にもなっている。

## 提言 2

### EU レベルの調整枠組み、相互支援、また、非協力的な EU 非加盟国や事業者などへの警告において、欧州委員会が大きな役割を果たせるようにする

欧州議会が、加盟国の税関を支援できる EU レベルでの調整枠組み<sup>40</sup>の創設を要請したことは歓迎すべきことである<sup>41</sup>。しかし、この枠組みは、CS3D の草案にある「欧州の監督官庁間ネットワーク」よりも発展したものにする必要がある。この案では、コンプライアンス違反があった場合に、どのようなシステムで加盟国に情報を伝え、加盟国間の相互支援を求めるのかが明確に規定されていない<sup>42</sup>。さらに、欧州委員会は EU 非加盟国におけるデューデリジェンスの実施を奨励することに前向きではあるものの、サプライチェーンの上流で活動する事業者がもたらしている人権や環境への悪影響に取り組む EU 非加盟国政府を、EU としてどのような協力制度によって支援するかについては、曖昧なままである<sup>43</sup>。

EU の IUU 漁業規則の相互支援制度のもとでは、欧州委員会はコンプライアンス違反が疑われる事例の情報を加盟国間で共有することができる（<補足情報>参照）。これにより加盟国は、進行中の調査に関する情報について回答を要求されることにもなる<sup>44</sup>。欧州委員会は、コンプライアンス違反の可能性（EU 非加盟国の事案も含む）を認識した場合に、EU 全体を対象とする調査を調整のうえ開始することができ、関連する加盟国はこれに協力することが義務付けられている<sup>45</sup>。相互支援によって交換された情報は、[警告カード制度のプロセスに反映させる](#)ことができる。

欧州委員会は、IUU 漁業との闘いにおいて「非協力的な国」と認定されるリスクを EU 非加盟国に通告する権限を有している。そして通告相手国と正式に対話し、行動計画を定め、これに基づいて特定されたコンプライアンス違反を解決するための協力を開始することができる。このように EU 非加盟国と協力することで、国際的義務の遵守と執行が明らかに改善され、天然資源のガバナンスを強化するための政策の策定と施行に長期的な効果を生む変化がもたらされた<sup>46</sup>。強制労働に関しても同じようなアプローチをとるべきである。それが、強制労働を根絶し、問題の根本的解決に取り組むためには、EU が EU 非加盟国と対話し、技術支援、能力開発や意識改革を図ることにも重点を置くべきである<sup>47</sup>とする欧州議会の見解や、EU の水産業界をはじめとするステークホルダーによる以前からの提言にも沿うことであろう<sup>48</sup>。

ここで、運搬船やその船団<sup>49</sup>など、特定の対象から強制労働に由来する製品の輸入を禁止できるようにするという欧州議会の提案について考えたい。EUのIUU漁業規則の場合、欧州委員会がIUU漁業に従事する船舶を特定し、いわゆる「EUのIUU漁船リスト」として公表できるようにしている点が注目される<sup>50</sup>。このリストは、欧州委員会の施行規則によって修正することができる<sup>51,52</sup>。EUのIUU漁業規則のもとで加盟国当局は、自国に輸入されようとしている水産物がEUのIUU漁船リストに掲載されている船舶に由来すると認識した場合、輸入を拒否しなければならない、その際、追加の証拠を求める必要はない<sup>53,54</sup>。

EUのIUU漁業規則のこの点に関して、EUの強制労働関連の新制度の中にEUレベルの調全体制またはネットワークを作るという提案と、その上位にあるCS3Dの枠組みを強化するうえで、学び、採り入れられる点は以下のとおりである。

- ① 特にEU全体にかかわる事例において、コンプライアンス違反の可能性があるという情報を容易にEU全体で共有できるように、欧州委員会が加盟国間の支援ハブとして機能できるようにする。
- ② 要請があった場合、調査の際に加盟国間の相互支援、また、加盟国による欧州委員会に対するサポートを実施することを加盟国に義務付ける。
- ③ 本報告書で述べている問題点に対処していないEU非加盟諸国からの輸入に関して公式な警告を発し、必要があれば輸入を禁止する権限を欧州委員会に与えるとともに、通告や制裁を受けた国・地域との二者間対話を行う権限も付与する。
- ④ 強制労働に関与する事業者などのリストに、事業者（特定の船舶や船団を含む）を追加する権限を欧州委員会に付与する<sup>55</sup>。

## 提言 3

### 執行に関する透明性を確保する

欧州議会は、調全体制のもとで開始されたすべての手続の透明性を確保すること<sup>56</sup>、制裁を受けた事業者、地域および製品の公開リストを作成し管理更新していくこと<sup>57</sup>を要求している。これらの要求は重要であるが、さらに具体化する必要がある。

第一に、調全体制のもとで開始される手続きについて、十分な透明性を確保することが重要である。EUのIUU漁業規則では、加盟国は2年ごとに実施報告書を作成し提出することが義務付けられているが、これらの報告書は公開されていない。しかし、EU法の他の分野では、このような報告書を公表することが慣行となっており、EUの水産業界や他のステークホルダーもこれを支持している<sup>58</sup>。EU加盟国間の共通規則の実施について透明性が欠如している場合、不信(事業者間を含む)の文化を生み出し、誤報や誤った運用を助長し、最終的にEU全体で共通の法整備をしていること<sup>59</sup>の目的を危うくしかねない。このような事態を避けるためには、年次報告書の提出を義務付け、適切な法施行をしない加盟国には責任を負わせることが重要である。強制労働関連の法制度の施行および執行、また、CS3Dを反映して各国内で導入された規則について、集約された最新情報にアクセスできることは、意思決定者をはじめとする重要なステークホルダーが既存の課題を特定し、効果的な解決策を提案するのに役立つ。これは、調全体制やEuropean Network of Supervisory Authorities (EU加盟国の監督機関のネットワーク)内部の課題についても該当する。さらに、ツールの使い方が理解でき、使った際に得られる結果が投資に関する意思決定のための情報として活用できれば、民間企業も信頼するだろう。

第二に、制裁を受けた事業者、地域、製品の公開リストを作成することが欠かせない。地域や国に関して言えば、EUのIUU漁業規則の警告カード制度のもとで発動された警告や決定は、市場関係者にリスクを知らせる重要なサインとしても機能している<sup>59</sup>。警告や決定を受け、市場関係者は、イエローカードを発動された国々からの輸入をやめる、あるいは「責任ある撤退」に関するガイドラインに従って、これらの国々の規制当局による管理の状況を改善することに投資するという方法で支援する、という選択ができる<sup>60</sup>。したがって、国や地域への制裁と、高リスク国に対する警告の公表に加え、貿易制裁を適用する前、中、後に変化をもたらすための二者間対話がセットになっていることも同じくらい重要である<sup>61</sup>。ある国への制裁、また、その国が違反地域リストから削除されるために求められる行動の概要は、いずれも透明性が確保されなければならない<sup>62</sup>。

強制労働による虐待を理由に制裁を受けた民間事業者のリストを作ることは、市場関係者のデューディリジェンス実施体制に情報を提供するため、上記と同じように重要である。さらに、人権に関連する逮捕や起訴に関する公開情報は抑止力としても機能できる。正当な方法でビジネスをしている企業のうち、強制労働を使用する競合他社との不公正な競争に直面しているもの、あるいは市民が、より積極的に違法事例を通報するかもしれない<sup>63</sup>。少なくとも、リストを政府のウェブサイト上で公開しアクセス可能にするべきであり、EUのIUU漁船リスト<sup>64</sup>と同様に、特定の運搬船やその船団をはじめとする事業者に関する情報（船名、企業名、船籍など）と、違反内容および罰金額、また、誰が支払ったかを含めるべきである。

**したがって、以下のことを提言する。**

- ① 強制労働関連の新制度とCS3Dの施行および執行に関して、集約された最新情報を毎年提供することを加盟各国に義務付けること。
- ② 国や地域に制裁を科した理由、あるいは制裁を解除した理由（リストからの削除理由）について、少なくとも要約情報を公表すること。
- ③ EUレベルを含め、強制労働や関連犯罪により逮捕や制裁の対象となった特定の船舶や船団、企業に関する情報（実質的支配者に関するものを含む）を公表すること。

## 次のステップ

強制労働のリスクが明らかな国からの輸入にEUが大きく依存しているという認識を踏まえると、強制労働に関連する製品を禁止できる法制度を迅速に制定することが重要である。

欧州議会は、これを実現するうえで鍵となる方法をいくつか特定したが、違法な水産物輸入と闘うEUの先駆的な取り組みのおかげで、その他にもたくさんの実証済みの方法がある。EUの意思決定者は、EUのIUU漁業規則の執行から学んだ教訓をもとに、強制労働に由来する製品の禁止とCS3Dに関する提案を強化し、非倫理的な製品や不公正な競争への扉を閉ざし、海洋を含む地球環境を保護することができる。

したがって、Anti-Slavery International、Environmental Justice Foundation (EJF)、Oceana、The Nature Conservancy (TNC) および WWF (世界自然保護基金) は、以下の点を提言したい。

### 1. 欧州委員会がステークホルダーからの情報をもとに調査を迅速に開始できる権限を与えること。

- ステークホルダーが欧州委員会に直接、確実かつ迅速に通報できるようにする。

### 2. EUレベルの調整、相互支援、また、非協力的なEU非加盟国への警告において、欧州委員会が強力な役割を果たせるようにすること。

- 特にEU全体に関連する事案の場合、コンプライアンス違反の可能性があるという情報を欧州委員会が容易に加盟各国に共有できるようにする。
- 調査の際に、加盟各国間の相互支援、また、加盟国による欧州委員会に対するサポートを義務付ける。
- EU非加盟国からの輸入品に対する公式な警告を行い、必要があれば禁輸措置をとったうえで、通告または制裁を受けた国や地域と二者間対話を行う権限を、欧州委員会に与える。
- 強制労働事業者リスト（特定の船舶を含む）に事業者を追加する権限を欧州委員会に与える。

### 3. 執行に関する透明性を高めること。

- 執行状況についての集約された最新情報を毎年提供することを加盟国に義務付ける。
- 国や地域に制裁を科した理由、あるいは制裁を解除した理由（リストからの削除理由）を公表する。
- EUレベルを含め、強制労働や関連犯罪により逮捕や制裁の対象となった特定の船舶や船団、企業に関する情報を公表する。

- 1 ILO Indicators of Forced Labour: ILO (2012). Indicators of Forced Labour. Available at [https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS\\_203832/lang-en/index.htm%20](https://www.ilo.org/global/topics/forced-labour/publications/WCMS_203832/lang-en/index.htm%20). Accessed 2.8.22.
- 2 Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/1005/oj>. Accessed 2.8.22.
- 3 警告制度や範囲についてなど、CS3D の草案そのものに対する包括的な提言については以下を参照。  
<https://ejfoundation.org/reports/a-race-to-the-top-lessons-learned-from-the-eus-law-on-illegal-fishing-to-secure-an-eu-framework-to-lead-global-sustainable-corporate-governance-2> (Accessed 2.8.22) and the European Commission's Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on Corporate Sustainability Due Diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 (henceforth the [CS3D proposal](#)).
- 4 EUMOFA. (2021). The EU Fish Market: 2021 Edition. European Market Observatory for Fisheries and Aquaculture Products, Publications Office of the European Union, Luxembourg, 111 pp. Available at: [https://www.eumofa.eu/documents/20178/477018/EN-The+EU+fish+market\\_2021.pdf/27a6d912-a758-6065-c973-c1146ac93d30?t=1636964632989](https://www.eumofa.eu/documents/20178/477018/EN-The+EU+fish+market_2021.pdf/27a6d912-a758-6065-c973-c1146ac93d30?t=1636964632989). Accessed 2.8.22.
- 5 同上。
- 6 European Commission. (2020). 'Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the application of Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing (the EU IUU Regulation)', <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0772>. Accessed 2.8.22.
- 7 EU 非加盟国から EU に輸出されるすべての水産物の貨物には、漁獲証明書の添付が義務付けられている。漁獲証明書は、魚種、貨物の重量、その船舶に対する当該魚種の漁獲許可などの必要な詳細情報を含み、漁獲された場所と日時も記載されていなければならない。
- 8 EU の IUU 漁業規則に基づく警告カード制度により、EU は、IUU 漁業対策ができていないと判断された EU 非加盟国と対話を開始することができる (イエローカード)。この 2 者間の対話の後、EU 非加盟国に十分な改善が見られず、IUU 漁業との闘いに非協力的な国と判断された場合は、EU は当該国の水産物の貿易禁止をはじめとする制裁を課することができる (レッドカード)。警告カード制度の詳細な情報は以下で入手できる。  
<http://www.iuuwatch.eu/map-of-eu-carding-decisions/>.
- 9 EU の IUU 漁業規則 (第 55 条) のもとでは、EU 加盟国 (全 27 カ国) は 2 年ごとに同規則の適用に関する詳細な情報を報告書にまとめ、欧州委員会に提出することが義務付けられている。
- 10 EU の IUU 漁業規則第 55 条に準拠して加盟各国が提出した隔年報告書 (2018 ~ 2019 年) によると、ポルトガルが受け取った 24,446 件の漁獲証明書のうち 2,790 件 (11.41%) が中国によって認証されたものであり、ポーランドが受け取った 12,024 件の漁獲証明書のうち 3,322 件 (27.63%) がロシアによって認証されたものであった。EU 加盟国が提出した当該期間の隔年報告書については、以下を参照。  
<http://www.iuuwatch.eu/2022/01/eu-member-states-biennial-reports/>.
- 11 2020 年、(EU の IUU 漁業規則の対象となる) 水産物輸入量が上位の EU 加盟国は、スペイン、イタリア、フランス、オランダ、ドイツ、デンマークであった。EU の IUU 漁業規則第 55 条に準拠して EU 加盟各国が提出した隔年報告書 (2018 ~ 2019 年) によると、同報告期間にこれらの国が輸入に際して受け取った漁獲証明書の内容について照会を求めた件数は、証明書の総数の 1% にも満たなかった。
- 12 EU の IUU 漁業規則第 55 条に準拠して提出された隔年報告書 (2018 ~ 2019 年) によると、水産物輸入量が上位の EU 加盟国で同報告期間に水産物の貨物輸入が認められなかった件数は、スペイン 13 件、イタリア 15 件、フランス 4 件、オランダ 16 件、ドイツ 1 件、デンマーク 2 件であった。
- 13 EU の IUU 漁業規則第 55 条に準拠して提出された隔年報告書 (2018 ~ 2019 年) によると、水産物輸入量が上位の EU 加盟国が同報告期間に (EU 非加盟国の船舶に対して) 港湾での船舶検査を実施した件数は、スペイン 294 件、フランス 218 件、オランダ 34 件、ドイツ 0 件、デンマーク 50 件であった。
- 14 EJF. (2020). Illegal fishing and human rights abuses in the Taiwanese fishing fleet. Environmental Justice Foundation, London, UK, 24 pp. Available at: <https://ejfoundation.org/reports/illegal-fishing-and-human-rights-abuses-in-the-taiwanese-fishing-fleet-2> [Accessed 10.9.2021]. Accessed 2.8.22. Also see: <https://www.business-humanrights.org/en/latest-news/ghana-how-trafficked-children-are-enslaved-in-lake-volta-fishing-industry/> Accessed 2.8.22.
- 15 EJF. (2020). Cetacean slaughter, shark finning and human rights abuse in Taiwan's fishing fleet. <https://ejfoundation.org/resources/downloads/EJF-Taiwan-dolphin-briefing-2020.pdf> [Accessed 10.9.2021]
- 16 Sellig, E.R., Nakayama, S., Wabnitz, C.C.C. et al. (2022) Revealing global risks of labor abuse and illegal, unreported, and unregulated fishing. Nat Commun 13, 1612. Available at: <https://www.nature.com/articles/s41467-022-28916-2>. Accessed 2.8.22.
- 17 Eurostat. (2020). All imports reported by the EU 27 (2020) under the 03 product code (Fish and crustaceans, molluscs and other aquatic invertebrates). Further information available at: [https://ec.europa.eu/taxation\\_customs/dds2/taric/measures.jsp](https://ec.europa.eu/taxation_customs/dds2/taric/measures.jsp). Accessed 2.8.22. Note: These figures include imports of seafood which are not subject to the EU IUU Regulation, freshwater fish for example.
- 18 EJF. (2019). Blood and Water. Environmental Justice Foundation, London, UK, 44 pp. Available at: <https://ejfoundation.org/resources/downloads/Blood-water-06-2019-final.pdf>. Accessed 2.8.22.
- 19 EJF. (2020). 'Abuse of migrant workers and illegal fishing in Korean fleet that exports to EU, UK and US'. <https://ejfoundation.org/news-media/abuse-of-migrant-workers-and-illegal-fishing-in-korean-fleet-that-exports-to-eu-uk-and-us>. Accessed 2.8.22.
- 20 EJF. (2020). Illegal fishing and human rights abuses in the Taiwanese fishing fleet, op cit.
- 21 EJF. (2022). The Ever-Widening Net. Environmental Justice Foundation, London, UK, 44 pp. Available at: <https://ejfoundation.org/resources/downloads/The-Ever-Widening-Net-2022-final.pdf>. Accessed 2.8.22.
- 22 ロシアの漁業船団では、ウクライナからの移民や季節労働者をはじめとする労働者の虐待事例もある。詳細は以下で入手できる。  
<https://www.globallslaveryindex.org/2018/findings/country-studies/russia/>. Accessed 2.8.22.
- 23 現代の奴隷制度と強制労働の状況を概観するには、以下を開覧のこと。  
[https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms\\_575540.pdf](https://www.ilo.org/wcmsp5/groups/public/@dgreports/@dcomm/documents/publication/wcms_575540.pdf). Accessed 2.8.22.
- 24 Paragraph 7, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 25 Paragraph 7, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 26 Paragraph 13, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 27 Paragraph 9, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 28 Paragraph 3, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 29 Paragraph J, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 30 Paragraph 9, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 31 Paragraph 11, European Parliament [resolution 2022/2611](#).
- 32 Article 17-19, 21, [CS3D proposal](#).
- 33 米国の民間人および民間組織 (NGO を含む) は、強制労働が疑われる事例に関して米国税関・国境取締局 (CBP) に直接通報することができ、CBP はその通報に関する調査を検討することができる。2016 年以降、CBP は以前より頻繁に自ら調査を開始するようになっている。また、米国の 1930 年関税法第 307 条に基づいて、強制労働に由来する製品が輸入されているとの申し立てを受けた調査も開始している。  
[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2022/698895/EPRS\\_ATA\(2022\)698895\\_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2022/698895/EPRS_ATA(2022)698895_EN.pdf). Also see <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2010-title19/html/USCODE-2010-title19-chap4.htm>.

34 Paragraph 7, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

35 Title IV of Commission Regulation 1010/2009, [https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32009R1010;Chapter XI 1005/2008](https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32009R1010;ChapterXI1005/2008), <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/1005/oj>. Accessed 2.8.22.

36 European Commission. (DG Mare). (2014). Study on the state of play regarding application and implementation of Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008, establishing a community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing (EU IUU Regulation), p. 58-59. Accessed 2.8.22.

37 ステークホルダーからの情報が当局による迅速な行動につながった最近の事例としては、いわゆる「ISRAR 船団」がある。詳しくは以下を閲覧のこと。

<https://ejfoundation.org/news-media/illegal-fishing-fleet-blacklisted-showing-urgent-need-for-transparency> and <https://ejfoundation.org/news-media/another-blow-struck-against-illegal-fishing>. Accessed 2.8.22.

38 Box 2 taken from: <https://ejfoundation.org/reports/a-race-to-the-top-lessons-learned-from-the-eus-law-on-illegal-fishing-to-secure-an-eu-framework-to-lead-global-sustainable-corporate-governance-2>. Accessed 2.8.22.

39 European Commission. (DG Mare). (2014). Study on the state of play regarding application and implementation of Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008, establishing a community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing (EU IUU Regulation).

40 Paragraph 9, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

41 Paragraph 9, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

42 Article 21 [CS3D proposal](#).

43 欧州委員会は CS3D 草案に関する公式な説明文書において、EU 圏内および EU 非加盟国においてデューデリジエンスに関する要件を導入できる「支援措置」を検討する用意があることを示した。これには、「EU 非加盟国の政府、また、EU 非加盟国で活動するサプライチェーンの上流の事業者のうち、自らの活動および上流での取引関係が人権や環境に与える悪影響に取り組むものに対して支援するための協力制度も含まれる。

44 Article. 51 of Council Regulation Nr. [1005/2008](#); article 45 of Commission Regulation Nr. [1010/2009](#).

45 Article 50 of Commission Regulation Nr. [1010/2009](#).

46 See European Commission (2020) 'Report from the Commission to the European Parliament and the Council on the application of Council Regulation (EC) No 1005/2008 establishing a community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated (IUU) fishing (the EU IUU Regulation, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52020DC0772>, see section 2.1; and Title VI of Council Regulation Nr. [1005/2008](#).

47 Paragraph J, European Parliament resolution 2022/2611.

48 See p. 35 of Long Distance Advisory Council (LDAC) (2021). Advice - Opinions, LDAC Recommendations for a Level Playing Field for EU and non-EU fish products. [https://ldac.eu/images/EN\\_LDAC\\_Advice\\_LPF\\_25May2021.pdf](https://ldac.eu/images/EN_LDAC_Advice_LPF_25May2021.pdf). Accessed 2.8.22.

49 Paragraph 3, European Parliament resolution 2022/2611.

50 Article. 51 of Council Regulation Nr. 1005/2008

51 Commission Implementing Regulation (EU) 2022/1184, of 8 July 2022, amending Regulation (EU) No 468/2010 establishing the EU list of vessels engaged in illegal, unreported and unregulated fishing.

52 同様に、欧州委員会の各部署は、欧州議会の決議第 2017/625 号の第 127 条と欧州委員会委任規則第 2019/625 号の要件に準拠して、EU に食品を輸出する EU 外の組織に関する詳細事項を含むリストを公表することが認められている（欧州委員会保健・食品安全総局 [DG SANTE] 下の「Non-EU Countries Authorised Establishments」データベース）。

53 Article 18(f) and Chapter V, Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing. <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/1005/oj>. Accessed 2.8.22.

54 EU の水産業界をはじめとするステークホルダーが、これに類似する提言を行っている。 [https://ldac.eu/images/EN\\_LDAC\\_Advice\\_LPF\\_25May2021.pdf](https://ldac.eu/images/EN_LDAC_Advice_LPF_25May2021.pdf). Accessed 2.8.22.

55 Paragraph 3, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

56 Paragraph 9, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

57 Paragraph 11, European Parliament [resolution 2022/2611](#).

58 See [Joint Opinion](#) Long Distance Advisory Council (LDAC) Market Advisory Council (MAC) Mediterranean Advisory Council (MEDAC) IMPROVING IMPLEMENTATION OF COUNCIL REGULATION (EC) 1005/2008 TO PREVENT, DETER AND ELIMINATE ILLEGAL, UNREPORTED AND UNREGULATED (IUU) FISHING, June 2017. Also see the European Parliament's amendment 274 to the European Commission's proposal to revise the [EU fisheries Control Regulation, Nr. 1224/2009](#).

59 See [Joint Opinion](#) Long Distance Advisory Council (LDAC) Market Advisory Council (MAC) Mediterranean Advisory Council (MEDAC) IMPROVING IMPLEMENTATION OF COUNCIL REGULATION (EC) 1005/2008 TO PREVENT, DETER AND ELIMINATE ILLEGAL, UNREPORTED AND UNREGULATED (IUU) FISHING June 2017.

60 UNGP (2011) UN Guiding Principles on Business and Human Rights. UN Office of the High Commissioner, New York City USA, 42 pp. [https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr\\_en.pdf](https://www.ohchr.org/documents/publications/guidingprinciplesbusinesshr_en.pdf). Accessed 2.8.22.

61 <https://ejfoundation.org/resources/downloads/EU-SCG-Policy-Brief-2021.pdf>. Accessed 2.8.22.

62 EU IUU Fishing Coalition. (2022). Driving Improvements in Fisheries Governance Globally: Impact of the EU IUU Carding Scheme on Belize, Guinea, Solomon Islands and Thailand, p. 35. Available at: <http://www.iuuwatch.eu/2022/03/driving-improvements-in-fisheries-governance-globally-impact-of-the-eu-iuu-carding-scheme-on-belize-guinea-solomon-islands-and-thailand/>. Accessed 2.8.22.

63 EJF. (2018). Out of the shadows. Improving transparency in global fisheries to stop illegal, unreported and unregulated fishing, p.13. Available at: <https://ejfoundation.org/resources/downloads/Transparency-report-final.pdf>. Accessed 2.8.22.

64 EU の IUU 漁業規則は、欧州理事会規則第 1005/2008 号の第 27 条により、EU の IUU 漁船リストの作成を認めている。最新の「EU の IUU 漁船リスト」は以下で入手できる。

<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:32022R1184&from=EN>.

本報告書の日本語版は、IUU 漁業対策フォーラムが Anti-Slavery International、Environmental Justice Foundation、Oceana、TNC ならびに WWF の承諾を得て翻訳をしたものです。

